【重要なお知らせ】 新型コロナウイルスについて

緊急事態宣言が発令されています。

感染拡大防止のためには 人と人との接触をできる限り減らすことが重要であり

8割程度の接触機会の低減

を目指す必要があります。

3つの「密」が重なる場所は避けてください

- 密閉空間・密集空間・密接場面 -

区役所にお急ぎの用件がおありの方は 来庁される前に

まずお電話でお問い合わせください。

転出届や住民票の請求手続きなどについては 郵送等での手続きを積極的にご利用いただき

できるだけ区役所への来庁はお控えください。

西区役所の電話番号 078-929-0001



詳細については、市ホームページをご確認ください。